

# 保険証等

被保険者の資格を取得すると、当健康保険組合の加入者であることの証明として「資格情報のお知らせ」が発行されます。

## 健康保険被保険者証

「健康保険被保険者証（保険証）」は令和6年12月2日に廃止され、マイナンバーカードと保険証は一体化されました。なお、発行済の保険証については廃止後最長1年間（令和7年12月1日まで）使用することができます。

有効な保険証は大切なものですので、保管には十分気をつけてください。不正使用や他人に貸すことは禁止されています。紛失した場合、記載事項の変更があった場合等はすみやかに届け出てください。

被保険者資格を喪失した場合は、5日以内に有効な保険証を返納してください。

## 資格情報のお知らせ

被保険者資格を取得すると、「資格情報のお知らせ」が被保険者に発行されます（被扶養者がいる場合は被扶養者にも発行）。資格情報のお知らせは氏名のほか、健康保険組合名（保険者名）、保険者番号、記号、番号、枝番等の被保険者資格等が記載され、被保険者がこれらを簡単に確認できるようにするためのものです。

マイナ保険証を利用できない保険医療機関を受診する場合、マイナ保険証と資格情報のお知らせを提示すると受診できます（資格情報のお知らせのみでは受診できません）。また、記載されている記号、番号、枝番は保険給付の請求時にも必要となります。

令和6年10月までに、すべての被保険者・被扶養者に対して「資格情報のお知らせ（個人番号の下4桁を含む）」を発行しています。

## 資格確認書

マイナンバーカードを取得していない場合には、「資格確認書」が交付されます。保険医療機関を受診する場合には、資格確認書を使用します。



## マイナ保険証をご利用ください

「マイナ保険証」とは、保険証等利用登録をしたマイナンバーカードのことです。保険医療機関でマイナ保険証を使うと、医療費の全額を支払うことなく、自己負担分（原則3割。24頁参照）だけの支払いで治療を受けることができます。

利用には、マイナポータル等で事前に登録することが必要です。マイナンバーカードを持っていない場合は、マイナンバーカードの取得をお願いします。

## マイナポータルをご活用ください

被保険者資格等は、スマートフォンアプリ「マイナポータル」の画面で確認することができます。また、スマートフォン等にダウンロードして保存しておくこともできます。マイナ保険証を利用できない保険医療機関を受診する場合、マイナ保険証と画面を提示すると受診できます。